



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 規則

\*20 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1

### ○ 告示

199 平成21年和歌山県告示第353号(学校法人及び私立学校法第64条の法人の行うことのできる収益事業の種類)の一部改正 (文化学術課)..... 2

200 平成29年和歌山県告示第448号(和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例第4条第1項第2号の知事が定める率)の一部改正 (農業農村整備課)..... 2

201 道路の区域変更 (道路保全課)..... 2

202 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課)..... 2

203 // ( // )..... 3

204 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 3

### ○ 正誤

令和5年12月26日付け和歌山県報号外(2)和歌山県規則第62号中 ..... 3

令和6年12月26日付け和歌山県報号外(2)和歌山県規則第84号中 ..... 4

## 規 則

### 和歌山県規則第20号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年和歌山県規則第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 有給の特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、親族の死亡、交通機関の事故、<u>骨髄移植、病気</u>その他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当であるとして別に定める場合における休暇とし、その期間については、別に定める。</p> <p>2 無給の特別休暇は、労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による<u>育児時間</u>その他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当であるとして別に定める場合における休暇とし、その期間については、別に定める。</p> <p>3 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第14条 有給の特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産、親族の死亡、交通機関の事故、<u>骨髄移植</u>その他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当であるとして別に定める場合における休暇とし、その期間については、別に定める。</p> <p>2 無給の特別休暇は、労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による<u>育児時間、病気</u>その他の特別の事由により会計年度任用職員が勤務しないことが相当であるとして別に定める場合における休暇とし、その期間については、別に定める。</p> <p>3 略</p>

### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

## 告 示

### 和歌山県告示第199号

平成21年和歌山県告示第353号（学校法人及び私立学校法第64条の法人の行うことのできる収益事業の種類）の一部を改正し、令和7年4月1日から適用する。

令和7年3月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

本文中「第26条第2項」を「第19条第2項」に、「第64条第4項」を「第152条第5項」に、「第26条第1項」を「第19条第1項」に、「第64条第5項」を「第152条第6項において準用する同法第19条第1項」に、「同条第4項」を「同法第152条第5項」に、「及び第3項」を「、第3項及び第12項」に、「日本標準産業分類（平成19年総務省告示第618号）に定められる」を「統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（次項において「日本標準産業分類」という。）に定める」に改める。

### 和歌山県告示第200号

平成29年和歌山県告示第448号（和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例第4条第1項第2号の知事が定める率）の一部を次のように改め、令和7年4月1日から施行する。ただし、和歌山県国営土地改良事業負担金徴収条例（平成4年和歌山県条例第45号）第2条第1項各号に掲げる国営土地改良事業に係る負担金でその支払期間の始期が令和6年度以前であるものの利率については、なお従前の例による。

令和7年3月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

告示中「年0.07パーセント」を「年1.1パーセント」に改める。

### 和歌山県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 三田海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市和田字垣内1037番3地 先から同市冬野字三ツ又543番1 地先まで	旧	5.06 ） 20.20	2,587.88	

### 和歌山県告示第202号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年3月28日

- 1 施行者の名称  
紀の川市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
紀の川都市計画下水道事業 紀の川市公共下水道
- 3 事業施行期間  
自 平成14年10月8日  
至 令和10年3月31日
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
なし
  - (2) 使用の部分  
なし

**和歌山県告示第203号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年3月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 施行者の名称  
かつらぎ町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
かつらぎ都市計画下水道事業 かつらぎ町公共下水道
- 3 事業施行期間  
自 昭和60年2月23日  
至 令和11年3月31日
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
なし
  - (2) 使用の部分  
なし

**和歌山県告示第204号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和7年3月28日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3697	田辺市上秋津字平野代1957番2の一部	田辺市中万呂262番地の37 田中正紹	令和 7.3.4	5.00	18.63

正 誤

正 誤

令和5年12月26日付け和歌山県報号外 (2) 和歌山県規則第62号中

ページ	誤	正
1	号級	号給

正 誤

令和6年12月26日付け和歌山県報号外 (2) 和歌山県規則第84号中

ページ	誤	正
1	号級	号給